

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様こんにちは。3月になりまして気温も次第に暖くなり、いよいよ春の到来となりました。季節の変わり目は体調を崩す方も多いため、くれぐれも体調管理にはご注意ください。今回は、「無予告の税務調査」について税務監査課の渡邊が担当いたします。

税法ニュース

「無予告の税務調査があった場合の対応」

- 税務調査にはシーズンがあるのをご存じでしょうか？
税務署は毎年7月に人事異動があります。ですから、税務調査は毎年8月から11月くらいにかけて集中して行われます。※それ以外の時期も調査が行われる確率はゼロではありません。今回は税務調査のうち、「無予告で税務調査があった場合の対応」についてお知らせします。
- 税務調査には「強制調査」と「任意調査」があります。
 - 強制調査とは… 裁判所の令状により、国税局査察官（マルサと称される）が大口で悪質な脱税等に狙いを定めて行う税務調査です。
 - 任意調査とは… 納税者が提出した申告書や他の資料情報などに基づいて、税務署内で行う「机上調査」と、税務調査官が納税者の事務所や店舗などに出向いて行う「実地調査」があります。一般的な税務調査とは、この「実地調査」のことで、納税者に同意・確認しながら進められる税務調査です。
通常は、税務署から事前に調査の通知があります。
しかし、任意調査において事前の通知や連絡なしに税務調査官が突然訪れるケースがあります。これが、無予告の税務調査というものです。
- 無予告の税務調査の対象はどんな業種？
無予告調査が行われやすい業種は、通常飲食店などの現金商売が行われている方々に多いです。理由としては、現金の資料は証拠を廃棄されると不正を見つけることが困難になるためです。ただし、飲食業以外でも事前に通知すると調査を適正に行うことができないと税務署が判断した場合にはどの業種でも無予告の税務調査が行われる可能性があります。
- もし無予告での税務調査があった場合の対処法3つ！
 - ①決して会社内や店舗内に入らせない。
→天候に関わらず、外で待ってもらうことがポイントです。店舗等の場合、店先で待たれることが営業に差し障りがあるなら、離れた場所で待ってもらいましょう。
 - ②すぐに顧問税理士に電話する。
 - ③社長や経理担当者、顧問税理士に予定があるならば、日程変更をする。
→調査官は食い下がるでしょうが、その日に十分な対応をすることはできませんので日程変更を行います。（「法的に」間違ったことをしている訳ではありませんし、その後、不利になることもありません。）
無予告の税務調査があった場合は絶対にそのまま受け入れてはいけません！

【セミナーのご案内】テーマ「創業計画書作成のポイント」

来月4月24日（月）18時から西日本シティ銀行 大名支店5階にてセミナーを開催します。開業予定の方、創業融資をお考えの方は是非ご参加下さい！多くの方のご参加をお待ちしております。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350